

～ 朝倉市営住宅 入居者募集案内 ～

令和8年度上期（令和8年7月）の市営住宅空家入居申込を開始します。

市営住宅の申込みをされる場合、入居資格や収入基準がありますので、この案内をよく読んでお申し込みください。

○ 申込期間 令和8年7月1日（水）～ 令和8年7月15日（水）
（ 申込期間前後での提出は、受付できません ）

○ 受付時間 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

～目次（ページ）～

お申込みの皆様へ（必ずお読みください）	1
1. 申込みから入居までの流れ	2
2. 入居申込資格	3
3. 入居申込に必要な書類	6
4. 抽選における優遇措置	8
○ 〔参考〕月間所得額の計算方法	9
○ 市営住宅一覧表（募集対象団地）	10
○ 空家一覧表	12

受付窓口・お問合せ先

- 朝倉市役所 都市整備課 住宅係
朝倉市甘木232番地1
【TEL】 0946-28-7582(直通)
- 朝倉支所 市民窓口係
朝倉市宮野2046番地1
- 杷木支所 市民窓口係
朝倉市杷木池田483番地1

* お問合せは都市整備課へお願いします。

お申込みの皆様へ（必ずお読みください）

① 市営住宅は市民共有の財産です。

市営住宅は住宅に困っている人たちの生活の安定と福祉の増進を図るため、市が国の補助を受けて整備したものです。公営住宅法・市営住宅条例等に基づいて管理しています。市民共有の大切な財産である市営住宅の利用には、多くの義務や制限が伴いますが、公営住宅制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

② 自治会等の活動にご協力ください。

外灯・階段灯・エレベーター等の電気代や共用水栓の水道代など、入居者が共同で使用する費用は、共益費として、家賃とは別に入居者全員で負担していただきます。

共益費については、入居者によって構成されている自治会等が徴収・支払を行っています。入居後は、自治会等へ共益費をお支払いいただく義務があります。また、共同住宅で気持ちよく生活するためには、清掃など自治会等の活動へ積極的に参加・協力していただく必要がありますのでご了承ください。

③ 共同住宅のルールは守る義務があります。

ペットの飼育はできません。（一時的な預かりを含む。）

また、騒音・不法駐車等で他人に迷惑をかけてはいけません。その他、法令・条例等で定められているルールを守っていただきます。

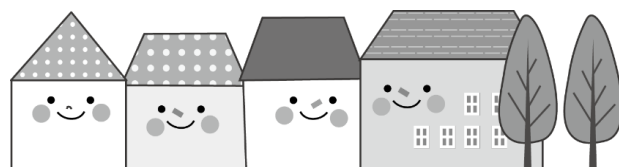
④ 退去する時は、負担していただく補修費用があります。

退去時は、畳の表替え、襖の張り替えが必要です。費用は入居者の負担となります。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」については、公的で低廉な賃料であるところの市営住宅には適用されませんので、ご承知ください。

⑤ 暴力団員について

市営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、申込者や同居者が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）である場合は入居できません。

※ 災害等により緊急的に住宅確保を必要とする場合は、あっせん順位等を変更する場合がありますのでご了承ください。



1. 申込みから入居までの流れ

① 入居申込み
仮書類審査

入居申込みに必要な書類等を受け付けます。

- ・ 本庁都市整備課住宅係または各支所 市民窓口係にて
- ・ 受付時に、書類による入居資格仮審査をおこないます。

② 資格審査
(税等滞納調査
～通知)

資格審査をおこないます。

- ・ 書類の最終審査、税や水道使用料等の滞納調査等を実施し、入居資格を満たさなかった場合は、失格となり、その理由を通知します。

③ 抽選会通知

入居資格を満たした方には、抽選会実施通知を送付します。

④ 抽選会

抽選会をおこない、住宅をあっせんする順番を決定します。

- ・ 住宅の当選・落選を決めるものではありません。
- ・ 出欠は、抽選結果に影響しませんので、欠席されても結構です。
- ・ 抽選会后、全員にお電話にてご希望の部屋の条件を確認し、住宅をあっせんします。
- ・ ご希望の部屋に空家がない場合、一定期間、待機者として登録をします。

⑤ 内覧 / 入居決定
(契約の締結)

あっせんされた部屋を内覧後、入居することを決めた方には、必要書類を提出していただき、契約を締結します。

⑥ 入居
(カギ渡し・契約開始)

敷金を納入されたら、部屋のカギを渡します。

- ・ カギを受け取られた日をもって、契約開始となり、家賃が発生します。

【入居までの期間（目安）】

申込みから : 約 3～5 か月

契約の締結から : 約 1～2 か月

※ 各種審査、部屋の修繕等を伴うため、実際に入居するまでには時間がかかります。

2. 入居申込資格

応募される方は、次の条件を満たしていなければ、申し込むことはできません。
なお、年齢については、申込期間の開始日を基準日とします。

1. 市内に居住し、または市内に勤務していること。

2. 申込者が成年者（18歳未満の既婚者を含む。）であり、同居しようとする親族があること。

※ 同居しようとする親族には、次の方を含みます。

※ 原則として、契約を締結する時まで、それぞれの条件を満たす必要があります。

○ 婚約者

婚姻を証明する書類（戸籍謄本または婚姻届受理証明書）を提出できる方

○ 性的少数者でパートナーシップ関係にある方

都道府県知事または市区町村長が交付するパートナーシップを宣誓したことを証明する書類（福岡県内で有効な書類）によって、その関係を確認できる方

○ 内縁関係の方

住民票の続柄に「未婚の夫」または「未婚の妻」と記載する届出を完了している方

○ 離婚予定の方

離婚を証明する書類（戸籍謄本または離婚届受理証明書）を提出できる方

※ 夫婦・父母・親子の別居といった、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

※ 申込者本人は、契約を締結した時に名義人となります。
原則として、契約を締結した後の名義人変更はできません。

単身での申込みについて

次のいずれかに該当する方については、単身で申し込むことができます。

- ① 60歳以上の方
- ② 身体上の障がいの程度が、身体障害者手帳の1級から4級の方
- ③ 精神障がいの程度が、精神障害者保健福祉手帳の1級から3級の方
- ④ 生活保護を受けている方
- ⑤ DV被害者 など

ただし、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、また、受けることが困難と認められる方は、申込みできません。

3. 現に、住宅に困窮していることが明らかであること。

原則として、公営住宅の入居者の方及び持家の方は、申込みできません。

4. 市税等を滞納していないこと。

原則として、入居申込者及び同居親族全員が、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等の地方税、水道料金・簡易水道使用料等の納入すべき料金を完納していない方は、申込みできません。

5. 収入基準を満たしていること。

同居しようとする親族（婚約者等を含む。）の収入を含め、諸控除後の月間所得額が次の金額であることが必要です。

※ 月間所得額の計算方法は10ページに記載

※ 1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください。

<収入基準>

- | | | | |
|---------------|------------|---|--------|
| ○ 一般世帯 | 158,000円以下 | … | 原則階層世帯 |
| ○ 高齢者・障がい者世帯等 | 214,000円以下 | … | 裁量階層世帯 |

裁量階層世帯とは

(ア) 60歳以上の方

同居しようとする親族がある場合は、60歳以上の方及び満18歳未満の方である世帯

(イ) 障がい者の方のいる世帯

(ウ) 小学校就学前の子供がいる世帯 など

6. 過去に市営住宅に入居していた方は、不正な使用をしたことがないこと
不正な使用 … 無断退去、家賃滞納、迷惑行為などが該当します。

7. 円満に共同生活をする事ができること。

犬、猫等のペットを飼育することは、一時的な預かりも含め、固く禁止します。

8. 入居時に家賃の3か月分の敷金が払えること。

入居後の支払いはできません。

9. 外国人の方については、住民票を提示できること。

10. 申込者または同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

申込後の資格審査時に、警察本部へ照会をします。

※ 下池田団地の一部住戸は、母子世帯、老人世帯向け住宅です。

○ 母子世帯・・・ 配偶者と死別または離別した現に婚姻していない女性で、
子（20歳未満）を扶養している世帯

○ 老人世帯・・・ 60歳以上の方を名義人とし、単身または同居親族（配偶者・
18才未満の児童・障がい者・60歳以上の方）がいる世帯

※ 杷木団地、柿添団地の一部住戸は、福祉型住宅です。

○ 福祉型住宅・・・ 原則として、車いすを常用している方がいる世帯（車いすを常用
していることが確認できる証明書等が必要です。）

例）医師の証明書、車いすが必要と認められる障害者手帳など

3. 入居申込に必要な書類

1. 市営住宅入居申込書（様式第1号）

2. 住民票

- ※ 入居しようとする方全員分を提出ください。
- ※ 本籍・続柄・個人番号等の記載事項を省略しないでください。

3. 郵便切手（110円切手）

4. 所得証明書（令和8年度課税分）

- ※ 入居しようとする方全員分を提出ください。
- ※ 年金受給者、専業主婦の方など未就労の方でも15歳以上の方は全員必要です。
ただし、中学生以下の方、高校生以上の学生で所得のない方は不要です。

5. 入居希望調査票

6. その他必要な書類（該当する方のみ必要な書類）

- 令和8年1月2日以後に就職・転職または事業を開始した方
就職・転職した方：勤務証明（様式第1号記載）
事業を開始した方：事業申告書（別途様式あり）
- 退職した方
離職票、退職証明書または雇用保険受給資格者証の写し
- 高校生以上の学生の方
生徒手帳等の写しまたは在学証明書
- 朝倉市外にお住まいの方で朝倉市内に勤務している方
勤務証明（様式第1号記載）
- 令和8年1月1日時点で朝倉市外にお住まいの方
令和8年1月1日に居住していた市（区）町村が発行する「滞納のない証明」
- 単身世帯
「単身入居の入居者資格認定のための申立書」（様式第1-2号）

○ 障がい者の方

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し

※ 原本と照合しますので、申込時に手帳をご持参ください。

○ 生活保護を受給している方

生活保護証明書

※ 単身での入居、裁量階層に該当する世帯の場合は、公的機関の証明書等が必要な場合があります。

※ 添付書類のうち、

2. 「住民票」は、連続して応募される方で、前回と変更がない場合は、新たに提出する必要はありません。

詳しくはお問い合わせください。

4. 抽選における優遇措置について

市営住宅定期募集の抽選会に連続して参加される方で、次のいずれかに該当する方は、抽選回数を2回とし、小さい方の番号をあっせん順位とします。

(前回の募集時に辞退された方および失格者は除く。)

① ひとり親世帯

配偶者のいない方で、子(20歳未満)を扶養している世帯

なお、ここでいう配偶者は、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含みます。

② 高齢者世帯

申込者の年齢が60歳以上の方で、同居する親族がいる場合は、次のいずれかで構成している世帯

(ア) 配偶者

(イ) 18歳未満の児童

(ウ) 60歳以上の親族

(エ) ③の障がい者である親族

③ 障がい者世帯

入居者に次のいずれかに該当する方が1人以上いる世帯

(ア) 戦傷病者手帳を所持し、第1款症以上の障がいがある方

(イ) 身体障害者手帳を所持し、1級から4級の障がいがある方

(ウ) 重度または中度の知的障がい者(療育手帳のB2またはB(軽度)は除く。)

であることを児童相談所の長、更生相談所の長から判定された方か、同程度の精神障がい者であることを精神保健センターの長、精神科の経験をもつ医師から判定された方

5. その他

1. 今回募集の入居待機登録期間は、令和8年12月28日(月)までとなります。この日までにご希望の空家が発生しない場合は、あっせんを終了させていただきます。また、入居待機登録期間中に入居資格を喪失した場合は、失格となります。

2. 次回の定期募集期間(予定)

令和9年1月5日(火)～令和9年1月19日(火)

〔参考〕月間所得額の計算方法

A. 年間総所得金額

<p>1. 給与所得の場合 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が、年間総所得額になります。 年の途中で転職・就業した場合は、年間収入に換算して総所得金額を算出します。</p> <p>2. 給与所得者以外の場合（自営業や利子・配当所得がある方など） 市町村長が発行する所得（課税）証明書の所得金額が年間総所得金額になります。</p>
--

B. 控除金額

	控除の種類	内 容	控除額
基本的 控除	① 配偶者及び扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族 （②を除く。）	380,000 円 × () 人 ※（家族数 - 1）人
	② 配偶者及び扶養親族	申込者を除く同居親族で、①に該当しない人 ※ 婚約者・内縁関係・パートナーシップ関係を持つ人はこちらに該当	
	③ 所得控除 (税制改正対応)	給与所得または公的年金等の雑所得がある人	100,000 円 × () 人 ※ 申込者を含む。 ※ 100,000 円未満のときは 当該所得額
その 他の 控除	④ 老人控除対象配偶者 ⑤ 老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族の うち 70 歳以上で所得金額が 48 万円以下の人	100,000 円 × () 人
	⑥ 特定扶養親族	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満で所得金額 が 48 万円以下の人	250,000 円 × () 人
	⑦ 寡 婦	所得のある人のうち寡婦（ひとり親ではない、 離婚 or 死別した女性）で所得金額 500 万円以下 の人	270,000 円 × () 人 ※ 270,000 円以下のときは 当該所得額
	⑧ 障がい者	申込者、配偶者、扶養親族及び 同居親族の中で障がいのある人	270,000 円 × () 人
	⑨ 特別障がい者	身体障がい 1・2 級 精神障がい 1 級 知的障がい A・A1・A2	400,000 円 × () 人
	⑩ ひとり親	現に婚姻をしていない人または配偶者の生死の明 らかでない人で、次の要件を満たす人 ① 生計を一にする子がいる人 ② 合計所得金額が 500 万円以下の人 ③ 婚姻関係と同様の事情にある人がいない人	350,000 円 × () 人 ※ 350,000 円以下のときは 当該所得額

$$\begin{array}{ccc}
 \text{A. 年間総所得金額} & \text{B. 控除金額合計} & \text{月間所得額} \\
 (\quad \text{円} & - \quad \text{円}) \div 12 = & \quad \text{円}
 \end{array}$$

〔参考〕入居資格月間所得額 158,000 円以下に該当する同居人数による年間総収入
金額早見表（給与所得者で、特別控除が無い場合）表示額以下

同居者なし	同居者 1 人	同居者 2 人	同居者 3 人	同居者 4 人
2,967,999 円	3,511,999 円	3,995,999 円	4,471,999 円	4,947,999 円

市営住宅一覧 (甘木地域)

団地名	建設年度	構造	間取※1	戸数	家賃※2 (円)	エレベータ (EV)	その他※3	小学校区	中学校区
恵比須町	S.47	耐火5階建	6・4.5・3・DK	30	10,600～ 20,300	なし	水道使用料 下水道使用料	甘木	甘木
	S.48			20	10,800～ 20,500				
神田町	S.51	耐火4階建	6・4.5・4.5・DK	32	12,300～ 24,300	なし	水道使用料 下水道使用料		
	S.52			32	12,600～ 24,700				
	S.53	準耐火 2階建	6・4.5・4.5・DK	8	13,800～ 19,300				
大内町	S.56	耐火5階建	6・6・6・DK	30	16,800～ 33,000	なし	水道使用料 下水道使用料		
	S.57	耐火4階建	6・4.5・4.5・DK	24	13,600～ 26,700				
	S.58	耐火4階建	6・6・6・DK	16	17,000～ 33,400				
		耐火3階建	6・4.5・4.5・DK	12	15,600～ 30,700				
三福町	S.59	耐火3階建	6・4.5・4.5・DK	12	15,800～ 31,100	なし	水道使用料 下水道使用料		
松の木 (1棟目)	H.24	耐火6階建	6・6・DK	24	19,900～ 39,100	あり	水道使用料 下水道使用料 駐車場使用料 市設置風呂有	馬田	南陵
			6・6・6・DK	24	24,700～ 48,600				
松の木 (2棟目)	H.27	耐火6階建	6・6・DK	12	20,100～ 39,600				
			6・6・6・DK	24	25,000～ 49,200				
柿添	H.31	耐火3階建	6・6・DK	15	20,000～ 39,200	あり	水道使用料 下水道使用料 駐車場使用料 市設置風呂有	立石	甘木
			6・6・6・DK	14	24,900～ 48,900				
			6・6・LDK(車1)	1					
鳩胸	R.6	耐火4階建	6・LDK	8	14,000～ 27,400	あり	水道使用料 下水道使用料 駐車場使用料 市設置風呂有	福田	南陵
			6・6・DK	24	15,200～ 29,800				
			6・6・6・DK	8	21,400～ 42,100				

※1 数字は畳数、L…居間、D…食堂、K…台所

※2 令和9年3月31日までの家賃です。

※3 「駐車場使用料」の記載がある団地で、駐車場を使用するときは、別途申込みが必要です。(¥2,620/月)。

○ 家賃について

公営住宅の家賃は、入居世帯の所得に応じて変化します。そのため、同じ団地・間取りであっても、世帯によって家賃額が異なることがあります。また、毎年所得状況を調査し、家賃の算定を行います。なお、所得が一定の基準を超えた場合、住宅の明け渡しを求めることがあります。

市営住宅一覧（朝倉・杷木地域）

団地名	建設年度	構造	間取※1	戸数	家賃※2 (円)	エレベータ (EV)	その他※3	小学校区	中学校区
比良松	H.14	耐火3階建	6・6・6・DK	12	26,100～ 51,200	あり	専用水道使用料 下水道使用料 駐車場使用料 市設置風呂有	朝倉東	比良松
		耐火4階建		12					
	H.17	耐火3階建	6・6・6・DK	6	26,400～ 51,900				
		耐火4階建		8					
	H.17	耐火3階建	6・6・LDK	6	21,200～ 41,700				
中町	H.30	耐火2階建	6・6・DK	8	20,500～ 40,300	なし	専用水道使用料 下水道使用料 駐車場使用料 市設置風呂有	大福	
			6・6・6・DK	12	25,500～ 50,200				
下池田	H.2	耐火3階建	6・6・6・DK	10	22,600～ 44,400	なし	水道使用料 浄化槽使用料 市設置風呂有	杷木	杷木
			6・6・4.5・DK	10	20,800～ 40,800				
			6・6・4.5・DK (母子世帯向け)	5	20,800～ 40,800				
			6・6・4.5・4.5・ DK (老人世帯向け)	5	23,500～ 46,200				
久喜宮	H.8	耐火3階建	6・6・6・DK	21	24,100～ 47,400	なし	水道使用料 浄化槽使用料 市設置風呂有		
杷木	H.31	耐火3階建	6・6・DK	23	20,000～ 39,200	あり	水道使用料 浄化槽使用料 駐車場使用料 市設置風呂有		
			6・6・6・DK	26	24,900～ 48,900				
			6・6・LDK(車1)	1					

※1 数字は畳数、L…居間、D…食堂、K…台所

※2 令和9年3月31日までの家賃です。

※3 「駐車場使用料」の記載がある団地で、駐車場を使用するときは、別途申込みが必要です。（¥2,620/月）。

○ 家賃について

公営住宅の家賃は、入居世帯の所得に応じて変化します。そのため、同じ団地・間取りであっても、世帯によって家賃額が異なることがあります。また、毎年所得状況を調査し、家賃の算定を行います。なお、所得が一定の基準を超えた場合、住宅の明け渡しを求めることがあります。

募集対象空家一覧表 (甘木地域)

(令和 8年 6月 15日現在)

団地名	EV	空き戸数	階 層	間 取
恵比須町	×	2	2階/5階建	6・4.5・3・DK (3DK)
		2	5階/5階建	6・4.5・3・DK (3DK)
神田町	×	3	1階/4階建	6・4.5・4.5・DK (3DK)
		2	3階/4階建	6・4.5・4.5・DK (3DK)
		1	4階/4階建	6・4.5・4.5・DK (3DK)
大内町	×	1	2階/5階建	6・6・6・DK (3DK)
		1	3階/5階建	6・6・6・DK (3DK)
		1	5階/5階建	6・6・6・DK (3DK)
三福町	×	1	3階/3階建	6・4.5・4.5・DK (3DK)
松の木 (1棟目)	○	1	2階/6階建	6・6・6・DK (3DK)
		1	3階/6階建	6・6・6・DK (3DK)
		2	6階/6階建	6・6・DK (2DK)
松の木 (2棟目)	○	1	4階/6階建	6・6・6・DK (3DK)
鳩胸	○	1	1階/4階建	6・LDK (1LDK)
		1	3階/4階建	6・6・DK (2DK)

※ 抽選会までに変更となる可能性があります。

募集対象空家一覧表 (朝倉地域)

(令和 8年 6月 15日現在)

団地名	EV	空き戸数	階 層	間 取
中町	×	1	1階/2階建	6・6・6・DK (3DK)
		3	2階/2階建	6・6・6・DK (3DK)
比良松	○	1	2階/4階建	6・6・6・DK (3DK)
		2	3階/4階建	6・6・6・DK (3DK)
		1	3階/3階建	6・6・LDK (2LDK)

※ 抽選会までに変更となる可能性があります。

募集対象空家一覧表 (杷木地域)

(令和 8年 6月 15日現在)

団地名	EV	空き戸数	階 層	間 取
下池田	×	1	(母子) 3階/3階建	6・6・4.5・DK (3DK)
		1	(老人) 1階/3階建	6・6・4.5・4.5・DK (4DK)
久喜宮	×	1	3階/3階建	6・6・6・DK (3DK)
杷木	○	1	1階/3階建	6・6・DK (2DK)
		3	3階/3階建	6・6・6・DK (3DK)

※ 抽選会までに変更となる可能性があります。